

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭徳会(以下「法人」という。)の役員報酬ならびに評議員の旅費等について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、理事及び監事の執務執行の対価として支払う。

(理事及び監事の報酬)

第3条 理事及び監事の報酬は、別表1のとおりとする。

(理事会及び評議員会への出席費用)

第4条 理事が、理事会及び評議員会の出席した時は、別表2により交通費及び日当を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席した時は、別表2により交通費及び日当を支払う。

(事業所の運營業務への従事費用)

第5条 理事長が、法人及び事業所の運營業務に従事した時は、別表3により交通費を支払う。

2 理事及び評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表3により交通費及び日当を支払う。

(監事の旅費等)

第6条 監事が、理事及び評議員会に出席したときは、別表2により交通費を支払う。

2 監事が法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務またはその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表3により交通費及び日当を支払う。

(出張旅費)

第7条 理事、監事及び評議員が理事長の命を受け、法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、別表4により旅費日当を支給する。

2 出張旅費は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 理事、監事及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第5条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表第3に掲げる交通費及び日当は支給しない。

2 職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1

役員報酬

区 分	報酬額(月額)	摘 要
理事長	350,000円	この他、年2回の賞与を支給する。
業務執行理事	300,000円	
理 事	20,000円	
監 事	30,000円	

別表2

理事会および評議員会への交通費及び日当

区 分	在 住 地	金 額	摘 要
交通費	理 事 監 事 評議員	名古屋市	3,000円
		愛知、岐阜、三重	5,000円
		大阪市	14,000円
		東京都	24,000円
		その他の区域	実費相当額
日 当	理 事 監 事	愛知県在住	—
		愛知県外在住	—
	評議員	愛知県在住	5,000円
		愛知県外在住	10,000円

別表3

事業所の運營業務に従事した場合の交通費及び日当

区 分	金 額	摘 要
交通費	理 事 監 事 評議員 実 費	自家用車による場合は1kmにつき25円 用務先が法人本部の場合は、別表2による
日 当	理事長	—
	業務執行理事	—
	理 事	8,000円
	監 事	8,000円
	評議員	5,000円
10,000円		在住する都道府県以外

別表4

出張にかかる日当及び旅費(理事・監事・評議員)

区 分	金 額	摘 要
日 当	8,000円	在住する都道府県
	10,000円	在住する都道府県以外
旅 費	交 通 費	実 費 自家用車による場合は1kmにつき25円
	宿 泊 費	15,000円 1泊あたり(定額)、宿泊先に指定のあるときはその実費とする